

## あきる野市総合福祉センター指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市が、あきる野市総合福祉センター（以下「センター」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法、基準等を示すものである。

### 1 審査対象団体

センターは、高齢者、心身障がい者等の福祉の増進及び市民相互のふれあい活動を通じて地域福祉の向上を図るために設置しており、施設の貸出、福祉活動事業、障がい者福祉事業、高齢者福祉事業、市民健康推進事業及び市民交流活動で使用するなど、地域福祉の拠点になっている。

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法に基づき、あきる野市における社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の非営利団体であり、開館当初からセンターに事務所を置き、ボランティア活動推進事業、ふれあいのまちづくり事業、居宅介護支援事業・介護予防支援事業、訪問介護事業・予防訪問介護事業、障がい者サービス事業など、積極的に地域福祉活動を推進し、市民から高い信頼を得ている。

このようなことから、社協については、ボランティアやふれあい福祉委員等の地域住民との連携により、積極的に社会福祉事業等の推進を図っており、あきる野市における地域福祉の振興に寄与する団体であると客観的に特定されるため、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第1号の規定により、センターにおける候補者の審査の対象団体を社協とする。

### 2 施設の概要

- (1) 名 称 秋川ふれあいセンター
- (2) 所在地 あきる野市平沢175番地4
- (3) 規 模 敷地面積 10,410.550m<sup>2</sup>  
延べ床面積 3,667.723m<sup>2</sup>
- (4) 構 造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- (5) 施設内容 ふれあいホール、控室、管理人室、調理実習室、講師室、展示コーナー、ふれあい広場、相談室1、相談室2、相談室3、小会議室、事務室、保健室、日常訓練室（1）、日常訓練室（2）、作業室、O T・P T室、機能訓練室、図書コーナー、団体活動室、第1会議室、第2会議室、第3会議室、寿の間ほか

### 3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 市民の福祉活動を推進するための業務に関すること。
- (2) センターの利用に関すること。
- (3) センターの維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務に関すること。

#### 4 指定管理者の指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

#### 5 提出書類

社協は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条及び同条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、平成20年12月19日までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部とする。

##### (1) 事業計画書

- ア 団体の経営方針について
  - イ 施設の運営方針について
  - ウ 施設の管理運営について
- 事業計画（平成21年度～平成25年度）
- エ 人員体制について
  - (ア) 職員の配置計画
  - (イ) 職員の研修計画
- オ 収支見込について
- 収支予算書（平成21年度～平成25年度）

- カ 苦情処理体制について
- キ 第三者評価への取組について
- ク 個人情報の保護対策及び情報公開について
- ケ 危機・安全管理体制について
- コ 環境への配慮について
- サ 地域福祉の推進について
- シ その他特記したい事項について

##### (2) 団体の現在の事業内容

平成20年度事業計画書及び収支予算書

##### (3) 附属資料

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 法人等の役員名簿
- エ 団体の規程等

#### 6 候補者の審査方法

##### (1) 候補者の審査方法

社協から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

## (2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、社協からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を15分程度実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

## 7 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は「良い」、「普通」、「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目	評価		
	良い	普通	悪い
1 団体の経営方針について			
2 施設の運営方針について			
3 施設の管理運営について			
4 人員体制について			
5 収支見込について			
6 苦情処理体制について			
7 第三者評価への取組について			
8 個人情報の保護対策及び情報公開について			
9 危機・安全管理体制について			
10 環境への配慮について			
11 地域福祉の推進について			
12 その他特記したい事項について			
13 現在の事業内容			
14 総合評価			
評価合計			

## 8 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、センターの設置目的を効果的に達成できると認められる場合には、社協を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

## 9 審査結果

選定委員会の審査結果については、社協に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した理由及び事業内容の提案概要について市ホームページで公表する。